

○ 宇宙開発戦略本部令（平成二十年政令第二百五十一号）

内閣は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門調査会）

第一条 宇宙開発戦略本部は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査会の委員は、非常勤とする。

4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（宇宙開発戦略本部の運営）

第二条 この政令に定めるもののほか、宇宙開発戦略本部の運営に関し必要な事項は、宇宙開発戦略本部長が宇宙開発戦略本部に諮って定める。

附 則

この政令は、宇宙基本法の施行の日（平成二十年八月二十七日）から施行する。